

国民健康保険の現状について

③～医療制度改革と国民健康保険税～

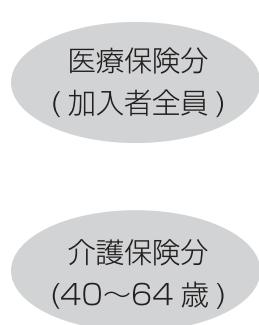
制度改正により国民健康保険税の算定に新たに「後期高齢者支援金分」が加わります

後期高齢者医療制度の開始とともに、国民健康保険税の算定方法が変わります。

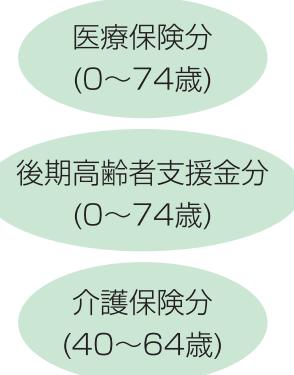
従来の算定では医療分(すべての方)と介護分(40歳以上65歳未満の方)の2項目で課税されていましたが、平成20年度より新たに「後期高齢者支援金分」(すべての方)が加わり3項目により課税されることになりました。

国民健康保険税の算定方法

【従来の算定】



【平成20年度からの算定】



制度改正により平成20年10月から国民健康保険税の年金からの自動納付(特別徴収)がはじまります。
(ただし加入者全員が65歳以上75歳未満の方だけの世帯で以下の条件にあてはまる方です。)

これまでの納付方法は納付書による窓口納付または口座振替でしたが、次のすべてに該当する世帯の世帯主の方については、平成20年10月より年金からの自動納付(特別徴収)にかわります。

■年金からの自動納付(特別徴収)の対象となる方

- 国民健康保険に加入されているすべての方が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主の方
- 年金給付額が年額18万円以上ある世帯主の方
- 介護保険料と国民健康保険税を合算した額が、年金給付額の2分の1の相当額を下回る世帯主の方
- 擬制世帯主(社会保険または後期高齢者医療に加入の方で世帯主の方)でない世帯主の方

【特別徴収となる世帯と特別徴収とならない世帯の参考例】

ケース1【夫】世帯主(国保) 72歳	【妻】(国保) 68歳	→特別徴収
ケース2【夫】世帯主(国保) 72歳	【妻】(国保) 63歳	→普通徴収
ケース3【夫】世帯主(後期高齢) 78歳	【妻】(国保) 68歳	→普通徴収
ケース4【夫】世帯主(社会保険) 72歳	【妻】(国保) 68歳	→普通徴収
ケース5【夫】世帯主(国保) 72歳	【妻】(国保) 68歳	【子】(国保) 33歳 →普通徴収
ケース6【夫】世帯主(国保) 72歳	【妻】(国保) 68歳	【子】(社会保険) 33歳 →特別徴収
ケース7【夫】世帯主(国保) 72歳	【妻】(後期高齢) 78歳	→特別徴収

平成20年度より国民健康保険税の税率・課税方法が見直される予定です

下野市の国民健康保険税は医療制度改革による課税方式の見直しに加え、現在の合併前の旧地区(南河内・石橋・国分寺)ごとの税率・課税方式(不均一課税)から、下野市として統一した均一課税方式へとかわり、これから医療費の推計をもとに算定した新たな税率・課税方式になる予定です(詳細は決定後、広報紙等でお知らせします)。

問い合わせ先

制度・給付に関すること 保険年金課 ☎40-5558
税に関すること 税務課 ☎40-5554